

建設業法の一部改正 (監理技術者資格者証及び 監理技術者講習の受講が必要な工事の拡大) について

～ 平成20年11月28日より施行となります ～

平成18年12月20日に公布された「建築士法等の一部を改正する法律」(法律第114号)により建設業法の一部が改正され、監理技術者資格者証及び監理技術者講習の受講(講習修了証)が必要な工事が拡大されます。
この改正内容は、平成20年11月28日より施行となります。

改正内容 (監理技術者資格者証及び監理技術者講習の受講が必要な工事の発注者について)

施行前 国、地方公共団体等

施行後 発注者に関して特段の限定なし
(いわゆる民間工事も含まれ、個人住宅を除くほとんどの工事が対象となります)

■ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証が必要な工事

☑ 施行前

資格者証及び講習修了証が必要となる工事 (下表 の部分)

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	工事の発注者	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事 で請負代金の額が2,500万円以上 (建築一式工事の場合は5,000万円以上)	3,000万円以上 (建築一式工事の場合は4,500万円以上)	監理技術者	国、地方公共団体等	必要
				上記以外	不要
		3,000万円未満 (建築一式工事の場合は4,500万円未満)	主任技術者	—	不要

☑ 施行後

平成20年11月28日より

資格者証及び講習修了証が必要となる工事 (下表 の部分)

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	工事の発注者	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事 で請負代金の額が2,500万円以上 (建築一式工事の場合は5,000万円以上)	3,000万円以上 (建築一式工事の場合は4,500万円以上)	監理技術者	発注者の限定無し (個人住宅を除くほとんどの工事が対象)	必要
		3,000万円未満 (建築一式工事の場合は4,500万円未満)	主任技術者	—	不要